

(様式1 表面)

寄附申込書

年 月 日

あいち小児保健医療総合センター長 殿

〒 ー  
住所

氏名  
電話

あいち小児保健医療総合センターの運営に資する資金として、下記の金額を寄附したいので、受納してください。

記

金 円也

○寄附にあたり、次のいずれの条件も付しません。(同意する場合☑)

- ・ 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること
- ・ 寄附金による臨床研究の結果得られた知的財産の権利を寄附者に譲与し、または使用させること
- ・ 寄附金の使用について、寄附者がその会計を検査すること
- ・ 前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者が県立病院及び職員に対してその他の反対給付を求めること
- ・ 寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金の全部または一部を取り消すことができるもの

○寄附者は次の要件に該当しません。(同意する場合☑)

- ・ 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日条例第34号）第2条第1号から第3号

(様式1 裏面)

**○愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日条例第34号）**

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

**○暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）**

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。